

令和８年度第１回 川崎市の財政に関する研究会 議事録

日 時 令和８年８月２０日（木） 午前１０時００分 ～ 午前１１時５８分

場 所 川崎市役所本庁舎１１階 財政局会議室

出席者 委員 木村委員、黒石委員、辻委員、沼尾委員

市側 白鳥副市長、井口財政局長、岡田税務監、土浜財政部長、秋廣財政課長、
一色財政課担当課長、佐藤財政課担当課長、大島寄附財源担当課長、窪
田資金課長、館野資金課担当課長、上田税制課長、川又行政改革マネジ
メント推進室担当課長、水嶋公共施設総合調整室担当課長

- 議 題
- １ 川崎市の財政に関する研究
 - ・ 令和７年度決算見込みの概要について
 - ・ 全庁的な使用料・手数料の見直しについて
 - ２ その他

議事

秋廣財政課長

令和８年度第１回川崎市の財政に関する研究会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、委員の皆様にお集まりいただきまして、ありがとうございます。開催に当たりまして、何点か事務連絡をさせていただきます。

本日の研究会ですが、川崎市審議会等の会議公開制度が適用されておりますことから、傍聴席及び記者席を設けております。また、議事録作成に当たりまして録音も行わせていただきますので、併せてご了承いただければと思います。続きまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。次第、座席表、委員名簿、本研究会の開催運営等要綱、本研究会に関する資料といたしまして、

資料1-1「令和7年度一般会計決算（見込）のポイント」

資料1-2「令和7年度一般会計・特別会計決算見込の概要」

資料2「全庁的な使用料・手数料の見直しについて」

資料3「令和7年度第3回 川崎市の財政に関する研究会議事録」

を配付しております。

併せまして、参考資料として、「料金改定まとめ」、「熊本地震への本市の対応」を配付しております。資料の不足等はございませんでしょうか。

（なし）

それでは進行を井口財政局長にお願いしたいと思います。

井口財政局長

委員の皆様におかれましては、本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、稲生委員につきましては、都合により欠席との連絡をいただいております。それでは研究会に先立ちまして、副市長の白鳥よりご挨拶を申し上げます。

白鳥副市長

改めまして、おはようございます。委員の皆様には、日頃から様々な場面でお世話になっております。どうもありがとうございます。

近年の財政環境につきましては、税収増など比較的良好な面もございますが、一方で物価上昇が続いております。また今週月曜日には10年国債利回りが30年ぶりに3%を超えたという報道もございました。これまで職員の多くは、いわゆる「金利のない世界」の中で仕事をしてまいりました。私自身も役所に入った頃には現在とは異なる状況でしたが、今の若い職員は金利のある世界をほとんど経験しておりません。そうした中で、本日のテーマは令和7年度決算が中心ではありますが、それだけではなく、今後の財政運営について基本的な考え方やスタンスをしっかりと変えていかないといけないと考えており、委員の皆様から様々なご助言をいただきたいと思っております。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

井口財政局長

ありがとうございました。

人事異動によりまして、市側の出席者の顔ぶれも変わっておりますので、ご紹介をさせていただきます。財政部長の土浜でございます。

土浜財政部長

よろしくお願いいたします。

井口財政局長

財政課長の秋廣でございます。

秋廣財政課長

よろしくお願いいたします。

井口財政局長

財政課担当課長の一色でございます。

一色財政課担当課長

よろしくお願いいたします。

井口財政局長

財政課担当課長の佐藤でございます。

佐藤財政課担当課長

よろしくお願いいたします。

井口財政局長

時間の都合もございますので、その他の出席者につきましてはお手元の座席表をご確認いただければと思います。

それでは次第１に参ります。川崎市の財政に関する研究会でございます。まず、令和７年度決算見込みの概要につきまして、一色担当課長から説明をお願いいたします。

一色財政課担当課長

それでは、資料1-2をご覧ください。3ページをお開きいただきまして、令和7年度の決算の見出しにつきましては、上段の囲みのおおりの、『社会経済状況の大きな変化に対応し、市民の安全・安心な暮らしを守る取組を推進』としています。

また、市税収入は4年連続で過去最高となり、減債基金からの借入れも3年連続で10億円返済したところでございます。

表の上段、令和7年度の歳入総額は、8,927億円余、歳出総額は、8,818億円余、形式収支は、108億円余、ここから、翌年度へ繰り越すべき財源、32億円余を差し引いた実質収支額は、76億円余となりました。なお、実質収支額には翌年度以降に精算が見込まれる国庫支出金の受入分等が約25億円含まれています。

続きまして、7ページをお開きください。歳入決算額の、対前年度では213億円余の増、2.5%の増となりました。これは、個人及び法人の市民税や固定資産税などの市税の増や、児童手当制度拡充の通年実施、物価高対応子育て応援手当の実施などによる国庫支出金の増などによるものでございます。

9ページをお開きください。「市税」の決算額は、4,161億円余で、前年度との比較では、252億円余の増となっています。円グラフの右側の青色の部分、市民税は2,263億円で、このうち、個人市民税は2,034億円で、所得の増加及び定額減税の影響の縮減により、前年度に比べ、208億円余の増となっています。法人市民税は229億円で、企業収益の増加により、前年度に比べ9億円余の増となっております。

次に、円の左側の緑色の部分、固定資産税は、1,395億円で、このうち、土地は576億円で、負担調整措置に伴う課税標準額の増加により、前年度に比べ、10億円余の増となっています。家屋は587億円で、新增築により、前年度に比べ、11億円余の増となっています。

11ページをお開きください。市税収入率は、2年連続で政令市 史上最高の99.6%を達成しております。また、収入未済額は、11億円余となり、5年連続の減少となっています。

12ページをお開きください。ふるさと納税の影響ですが、市税の減収額は年々拡大しており、令和7年度においては156億円で過去最大の減収額となりました。また、寄附受入額は43億円となっております。

14ページをお開きください。市債についてですが、発行額は、558億円余で、前年度と比較して、24億円余の減となっています。これは、廃棄物処理施設等整備事業債などが減となったことなどによるものです。なお、令和7年度末における一般会計の市債残高は1兆

1,161億円余となっていますが、減債基金に積み立てる金額を控除した実質的な市債残高は8,034億円余で前年度と比較して752億円余の減となっています。

16ページをお開きください。歳出決算額は、前年度と比べ、197億円余の増となりました。主な増減につきましては、次のページをお開きください。総務費は、財政調整基金新規積立金の増などにより、49億円余の増、こども未来費は、制度拡充の通年化による児童手当費の増などにより、172億円余の増、健康福祉費は、電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金事業費の減などにより、62億円余の減、などとなっております。

18ページをお開きください。性質別歳出決算の状況です。義務的経費は、右側のR7のグラフの下段に記載している通り、5,584億円余で、割合としては63.3%、投資的経費は、952億円余で、10.8%、その他経費は、2,281億円余で、25.9%となっています。主な増減については、義務的経費は、前年度に比べ、121億円余の増となっています。内訳としては、人件費が、給与改定などにより、40億円余の増、扶助費が、制度拡充の通年化による児童手当費の増などにより114億円余の増、その他経費が、庁内情報環境の整備やマイナンバーカードセンターの開設などにより、78億円余の増となっています。

20ページをお開きください。令和7年度重点施策の主な取組をお示ししております。「防災・減災、暑熱、防犯などの安全対策」の取組として、「携帯トイレの備蓄」「市立学校の体育館等への空調設備の整備」などを、「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」の取組として、「妊婦健康診査の支援」や「こども・子育て施策におけるデジタル化の推進」などを進めたところでございます。

21ページをお開きください。令和7年度におきましても、引き続き「物価高騰への対応」に取り組み、その総額は128億円余となっております。

22ページをお開きください。「減債基金」の状況です。令和7年度末の残高は、3,292億円余となっております。令和7年度予算におきましては、減債基金から、92億円の新規借入れを予定しておりましたが、決算では、市税や交付金が増収となったこと、保育所の利用児童数などの見込みを下回ったことに伴う歳出の減などにより、最終的には新規の借入れを行わず、過去の借入金を10億円返済したところでございます。下段の表にございましており、令和7年度までの減債基金からの借入累計額は497億円となっております。

23ページをご覧ください。「財政調整基金」の令和7年度末残高は、145億円余となっております。

24ページをご覧ください。「3 健全化指標の状況」でございます。「健全化判断比率」

及び「資金不足比率」の「速報値」でございまして、ご覧のとおり、いずれの指標も、早期健全化基準を下回る見込みでございます。

令和7年度の決算見込の概要の説明は以上でございます。

井口財政局長

説明は以上でございます。ただいまご説明申し上げました令和7年度決算見込みの概要につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

木村委員

説明ありがとうございました。私の方から3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目です。今回の令和7年度決算を見ますと、ポイントとしては財政健全化がかなり目に見える形で進んでいる要素が多く見受けられます。例えば、実質収支の増加、税収の増加、公債費の抑制、財政調整基金及び減債基金残高の増加などが見受けられます。そこでお伺いしたいのですが、今回の決算において、川崎市として特にどのような指標により財政健全化をアピールしていきたいとお考えなのか。実質公債費比率や将来負担比率、経常収支比率など様々な指標がありますが、その中でどの点を重視されているのかお聞きしたいと思います。財政の健全性をアピールできるときにアピールして、行政としての今後の投資的な取組を進めてまいりますと説明することを想定しているのではないかと推測をしているところではあります。

2点目です。市税収入が大きく伸びておりますが、特に個人市民税の増加が目立っております。これは他の政令市と比較しても川崎市の強みでもあると認識しており、伸ばしていく余地があるのではないかと思います。どのような納税者層が増えているのか。所得階層別の特徴など含めて、個人市民税増収の要因をどのように分析されているのか、それを踏まえて今後、どのような部分が更なるのりしろとなってくるとお考えなのかお聞きしたいと思います。

3点目です。22ページ、23ページにあります減債基金と財政調整基金についてです。今回かなり大きく積み上がっておりますが、この積立の事情と今後どのような財政運営に活かしていこうと考えておられるのか。基金積立の考え方と今後の活用方針についてお伺いしたいと思います。

秋廣財政課長

まず1点目の決算のアピールポイントについてお答えいたします。今回の決算のアピールポイントはいくつかございますが、やはり大きいのは市税収入が4,000億円を超えたということだと思っています。これは人口増だけでなく、後ほど税制課長から説明いたしますが、個人所得の増など様々な要因が重なっております。しかも4,000億円をぎりぎり超えたということではなく、大きく超えたという点に意義があると考えております。

一方で、経常収支比率については多少改善しているものの、そこを前面に出してアピールするほどではないと考えております。

むしろ今回目立つのは財政調整基金を大きく積み立てることができたことです。例年ですと、財政調整基金は決算の剰余金処分により徐々に積み上げていく形でした。しかし今回は税収の好調を受け、昨年12月補正で予算を確保し、基金積立を実施いたしました。その結果、145億円まで積み上げることができました。さらに令和7年度から令和8年度への実質収支分も積み立てる予定であり、80億円程度はさらに積み上がる見込みです。仮に今後の補正予算などによる取崩しがなければ、200億円規模も視野に入る状況です。やっと財政調整基金残高について「標準財政規模の5%」という議論ができるレベルに到達したと思っています。そういう意味では、今回最も分かりやすいアピールポイントは財政調整基金の積立だと考えております。

上田税制課長

それでは、個人市民税の増収要因につきましてご説明申し上げます。資料9ページをご覧いただきたいと思います。今回、市税全体で252億円余の増となっておりますが、そのうち個人市民税だけで208億円余増加しており、おおむね8割程度を占めている状況でございます。その理由といたしましては、所得の増加と定額減税の縮減の影響がございます。所得増の背景といたしましては、令和7年度課税は、令和6年中の所得に対する課税となります。令和6年春闘では、33年ぶりに5%を超える賃上げ率となったことが背景にございまして、これまでの所得の増と比べましても、給与所得を中心に大きく所得が伸びております。定額減税の影響だけでも、100億円程度の増収要因がございますが、それを差し引いてもなお、100億円を超える個人市民税増収となっております。

また、この高水準の賃上げは令和6年、7年、8年と継続しており、令和8年度当初課税の段階におきましても、引き続き税収増が見込まれる状況であると分析しております。

さらに、本市は個人市民税の比率が高いことが特徴でございます。普通交付税不交付団体という状況も踏まえますと、法人市民税のように大きく変動する財源よりも、個人市民税が安定した税収基盤になっていることは、本市の強みであると考えております。加えて、本市は人口に占める納税者の割合が政令市の中で最も高く、一人当たりの所得が高いというところもございます。そうした特徴を背景として、今後も個人市民税を中心とした税収増加が見込まれるものと考えております。

窪田資金課長

続いて減債基金についてでございます。22ページをご覧ください。減債基金につきましては、委員ご指摘のとおり残高が増加しておりますが、この基金は市債の満期一括償還に備えて積み立てる基金でございます。本市では毎年、1,000億円規模の市場公募債を発行しておりますが、その多くは満期一括償還方式でございます。そのため、償還に備えて毎年度ルールどおりの積み立てを行った結果として、償還額による取り崩しを上回る積立額となり、ここ数年は年間200億円近いペースで残高が増加している状況でございます。

また、14ページでお示ししておりますように、市債残高そのものは増加しておりますが、減債基金積立分を控除した実質的な市債残高については微減、横ばいで推移しております。

井口財政局長

ありがとうございました。それでは引き続き委員の皆様からご意見、ご質問を頂戴したいと思っております。

黒石委員

まず全体として、財政面から見れば改善した決算であるという理解のうえで何点かお伺いしたいと思います。

まず1点目です。冒頭、副市長からもお話がありましたように、金利のある世界になったということで、これから影響がしっかり出始める、後世代に対してどれだけインパクトがあるのか、財政としては大局を見ていかなければならないので、市債利子の今後の見通しをどのようにシミュレーションをされているのかについてお伺いしたいと思います。

2点目です。今回の資料は非常に良い数字が並んでいますが、一方で資料に出ていないことで、前回の研究会でも指摘していることですが、今後のインフラ更新投資については、

市役所庁舎の整備が一段落したとはいえ、社会全体では重要で、やるべきことができていないという状況ですと、持続性は確保できませんし、そこに金利負担が今までとは違うという話になっているというところ、そのあたりの現状認識と今後の見通しについてお聞かせいただければと思います。

3点目です。24ページの健全化判断比率について、資料上は優等生に見えますが、企業会計や特別会計の資金繰りの実態について教えていただきたいと思います。

窪田資金課長

市債金利の関係についてお答えいたします。委員のおっしゃるとおり、令和7年度決算におきましても金利上昇の影響は既に出ております。令和6年度と比較いたしますと、加重平均利率で約0.7%上昇している状況でございます。令和7年度の市債発行に当たりましては、20年債、超長期の発行額を若干減らして、15年債の発行や20年債でも定時償還債とするなど、投資家需要を見ながらですが、そういった工夫をしてきたところでございます。今年3月にお示しした今後の財政運営の考え方でもお示ししておりますが、令和10年度から11年度にかけては投資的経費の増加に伴い、市債発行額も1,000億円規模になる見込みでございます。その中で、いかに金利負担を抑えながらやっていくか、今年度の発行計画においても年限をあらかじめ固定しないフレックス枠を例年より大きく設定し、市場動向に応じて選択するということで、最近は短い年限のものが多くなっていますが、それも借換リスクになってしまいますので、バランスを取りつつ調達を進めていきたいと考えております。

秋廣財政課長

インフラの老朽化対策についてお答えいたします。学校施設につきましては、これまでも計画的に修繕を進めてまいりました。過去から優先順位付けを行いながら継続的に事業を実施しており、本市としても比較的先進的に取り組んできた分野ではないかと考えております。一方で、一般庁舎やその他公共施設につきましては、毎年度、30億円以上の予算をまちづくり局へ一括計上し、施設の改修等を進めております。ただ、最近、課題として認識しておりますのが、市営住宅の老朽化でございます。市営住宅につきましては、国庫補助の増額はないと言われてしまっており、本年度につきましても、本来実施を予定していた改築事業を1件見送っております。しかしながら、今後もずっと先送りできるもので

はありません。高度経済成長期に整備した施設が一斉に老朽化しており、事務レベルでも課題認識は共有されております。その意味では、新本庁舎整備が終わったからといって財政的に一息ついたという状況ではありません。むしろこれからが厳しい局面に入っていくのではないかという認識を持っております。

また、金利上昇に加え、建築設計単価につきましても、2割程度上昇している状況でございまして、当然それに伴い市債発行額も増加してまいります。税収は伸びておりますが、今後の財政運営は決して楽観できる状況ではないと考えております。

土浜財政部長

健全化の指標についてですが、病院もバスも資金不足比率上は問題ないように見えますが、かなり厳しい状況です。まず病院事業ですが、本市は令和7年度に経営改善推進事業債を活用し、18億円程度の資金調達を行いながら資金繰りした経過がございます。それで、3億円程度資金をプラスしたくらいという状況でございました。診療報酬改定により入院基本料等は上昇しておりますが、その一方で人件費も大きく増加しております。さらに人手不足の状況もありますので、病院経営は依然として予断を許さない状況だと認識しております。

バス事業につきましても経営改善推進事業債により資金調達したところでございまして、燃料費の高騰、車両更新費用や人件費などの影響で資金としては非常に厳しい状況です。

なお、後ほどの議題に関連してではございますが、市バス運賃改定、上下水道料金改定につきましては、こうした将来的な経営環境を見据えて行っていかなければならないという状況でございます。

井口財政局長

ありがとうございました。ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。

沼尾委員

少し基本的なところも含めて教えていただきたいと思います。まず21ページの物価高騰対策についてです。国から交付金が出ておりますが、市独自に実施しているものはどのように考えればよろしいのでしょうか。

また22ページ、23ページの減債基金と財政調整基金について、例えば減債基金について

は借入を10億円返済ということですが、どのような考え方で運用されているのかをお聞きしたいと思います。

秋廣財政課長

まず21ページの物価高騰対策でございますが、こちらにつきましては国の制度を活用したものが中心であり、市単独事業はそれほど多く含まれておりません。学校給食関係に一部、一般財源が入っておりますが、基本的には国費ベースの取組として紹介しております。

次に減債基金からの借入の返済ですが、現在の収支フレームでは、令和10年度に大きな山、153億円の収支不足を見込んでおります。そのため当面は財政調整基金を一定程度積み立てながら、年度間調整の役割を財政調整基金に移したうえで、令和10年度を乗り越えた後、減債基金からの借入金返済額を増やしていきたいというのが現時点のイメージです。

沼尾委員

ありがとうございます。すでに最初にお話がありました通り、財政健全化、持続可能な財政運営ということが問われてくる中で、金利や物価、整備費の上昇、国の政策が不透明であることや、災害対応の備え、インフラの老朽化といった状況に対し、単に健全化指標ということだけではなく、事前統制ということがこれまで以上に重要になっているのではないかと感じています。例えば、OECDではフィスカルスペース、財政余力という考え方を提示していて、もしものことが起こった時に追加的な支出を行うのりしろがどのくらいあるのか、ということを考えています。また、イギリスですと財政レジリエンス指標という考え方、将来的な財政運営を硬直化、不安定化させる具体的な支出圧力や歳入リスクにはどういうものがあるかということを経前にいくつか課題出しをしておいて、その想定を入れておいてのりしろを作っておくということが制度的にやられている。川崎市の場合は財政局で、予算とか決算を調整するときに、そののりしろ部分っていうのを、すごく、丁寧にこれまで作ってきておられるとは思いますが、財政調整基金とか減債基金の話もありましたが、今後の金利の上昇とか、物価高騰、人件費の上昇、さらに福祉や教育、災害対応、デジタル化など、様々な財政支出が増えていくと思いますが、それをどのように見込んでいるのかということと、そのリスクをどのように、市民の方たちに伝えながら、こののりしろ部分は、取っておかないと何かあった時に市民の暮らしが脅かされる。だからそのための基金などがいかに大事なのか、税収増えているから大丈夫なように見えるけど、

実はそののりしろが大事というところのメッセージを市民の方に丁寧に伝えていくということが、とても大切ではないかと思います。

もう一点、金利上昇の話ですが、償還費に関して、元利うち利子の割合がどんどん増えていくことになると思いますが、そういったものを見える化することも大事かと思います。これだけ金利が上がってくると、利払い金が増えてきているというようなことも含めて見えるような形で伝えていくことを考えるべきではないかと思います。

秋廣財政課長

財政余力についてですが、実務をやっている立場から申しますと、現在使われている様々な健全化指標は、どちらかというと結果を示す指標だと考えております。実際の財政運営で何が重要かという、自由に使える財源がどれだけあるか、見直しが比較的簡易な事業がどれだけあるか、という点だと思っております。ただ、それを表現する指標が現在あるかと言われると、なかなか難しい面があります。今後、健全な財政とはということについて、沼尾委員がおっしゃる財政余力という考え方を含めて考えていきたいと思っております。

土浜財政部長

財政運営をしている立場からすると、何か緊急事態が起きた時の余力を確保したい。まさに財政調整基金というのはそのための備えです。かつて川崎市では財政調整基金がほとんどなくなり、減債基金からの借入に頼りながら財政運営を行っていた時期もありました。税収増の局面に入って、税収が伸びている背景には、物価上昇や賃金上昇があります。その結果として金利も上昇し、将来的には公債費も増えていくことが予想されます。それに備える形で財政調整基金に積み立てを行って、減債基金からの借入に依存しない形でやっていきたいというのが現下の財政の状況を踏まえた対応なのですが、それを国の立場から見ると、「国は国債を発行しているのに自治体は基金を積み上げている」といった見方や、市民からも「余裕があるのであれば使うべきではないか」、「基金があるのだから使えばいいではないか」というご意見をいただくこともあります。そういった意見に対する的確な説明に関して委員の皆様からアドバイスをいただけるとありがたいです。

木村委員

日本は地方財政計画や交付税制度があるので、比較的、自治体の財源を措置している国

だとは思いますが、財務省としては地方が余裕を持つと地方財政計画を抑える、それがあ
るので自治体は苦勞する。なかなか難しいところがあるのですが、先ほど沼尾委員がおっ
しゃられたフィスカルスペース、日本でいうと経常収支比率がそれにあたると思うのです
が、経常収支比率を抑えて、いざという時の緊急の財源は用意しているということ、また、
財政調整基金と減債基金について、いざという時のために備えをしているということを正
面から説明していくということは必要だと思います。緊急の備えの必要性について、最近
は自然災害がますます激しくなっているので、共感は得られるのではないかと考えていま
す。そうやって、正面から、大所から説明していくことが一番良いと思います。

秋廣財政課長

一例として、大きな実質収支について「誇れることではない」旨のご意見もいただき
ており、歳出圧力を感じているところではあります。

土浜財政部長

市民の皆様にとっては、日常生活で支出を抑制している面と、一方で所得は上がりつつ
ある面があって、しかしながら、物価は高騰していますが所得も上がっているので心配し
なくていいです、とも言えない。そこのバランスが悩ましいところです。税収が4,000億円
を超えて、施策としていろんなことをやっても大丈夫ではないか、と言われるのですが、
利率も上がっている中で、市民の皆様にはご理解をいただきたいと思っています。

黒石委員

参考までに、実は民間でも同じ話をしておりまして、広域資本主義の普及啓発をしてい
るのですが、行き過ぎた株主資本主義で、例えば鉄道会社においては、内部留保があるの
であれば全部株主配当しろ、利益率のいい路線以外は全部廃線にしろ、不動産は全部売却
して配当しろ、とアクティビストファンドに堂々とやられている。というくらい民間会社
のモラルハザードとなっていて、地域を支える鉄道会社がなぜ内部留保を貯めているか
ということもアクティビストファンドに堂々と言いつ返し経営者がいなさすぎる状況です。
例えば、南海トラフ地震が来たら復旧費にこれだけかかります、千葉の豪雨のようなこと
が起こって、1週間後に復旧できたらいいのですが、1か月、2か月、1年止まったらどう
なるのか、限られたインフラがこのようなことでいいのか、それこそ地域に対しては、そ

んなことでいいのかという堂々とした正論を、アクティビストに対峙していかないといけない、そういう教育活動をしています。

やはり災害のレジリエンス、行政サービス、インフラの安定維持が大事なのではないかと思います。やはり将来への対応というのが本当に見えなくて、自由財源を持っておきたいというのは、民間の世界も一緒ですけど、なかなか戦いづらい話です。

A I ツールが変わって、みんな働き方変わって、経営の仕方が変わって、民間の、特にスタートアップベンチャーから変わっているのですが、大企業は「セキュリティ、セキュリティ」と言って変えられない。スタートアップベンチャー、中小企業は働き方を全部変えて、今までの経営管理スタッフという概念もなくなって生成 A I に置き換わって、経営者の役割も変わっているという話をしている。これは行政も関係ないとは言ってはいけないところであって、今後どういう支出構造になるのか、本当に読めないぐらいインパクトがある、そういうリスクが目前にあるということだと思います。

木村委員が言われたように、いろんな説明を尽くして行政として堂々と言えることは言っていないといけない、議会でも堂々と説明できないといけない、そう思っています。

井口財政局長

こちらからのご質問をきっかけにご意見ありがとうございます。沼尾委員の利子の見える化についてのご質問への回答はいかがですか。

窪田資金課長

令和 7 年度決算で申しますと、公債費は前年度から微減となっております、これは元金の支出が令和 7 年度は 6 年度と比較して少なかったということで、利子だけで申しますと、令和 6 年度が約 93 億円のところ 7 年度は 101 億円強ということで 8 億円強増えている状況でございます。令和 6 年度から 7 年度にかけて、金利自体が上昇していることと、残高そのものが増えているというところもございまして、今後このペースで金利が上がっていくとか、残高が増えていくということだと、利払いも増えていきますので、見える化というご指摘については検討してまいります。

辻委員

先ほどの話に戻りますが、市民向けの説明と、財政関係者向けの説明は分けて考えた方

がいいと思います。まず市民向けには、老朽化した施設の更新需要の話と、これは質問にもなるのですが、令和7年度の予算編成上の一番の課題が、物価高騰分は自治体に迷惑をかけない、だから積極的に予算を組んでくれ、というのは、国ベースでも地方財政計画ベースでもやっているはずですが、先ほどの出てきた資料の128億円が臨時交付金の国ベースの話だということになると、通常だと交付税対応をしていたようなことも含めて、不交付団体の川崎市が、今回、物価高騰分で支出しなければならなかったこと、それが全体でどのくらいになっているのか、計算できるかできないかが結構大きいと思っています。それは資料の19ページに出ていますが、歳出は伸びていますけど、昔、大きく財源が伸びている時は人件費、扶助費の構成比は落ちているはずですけど、今回は伸びている。これがかつてと違う傾向になっています。

また、比較するときに、昔と比べると今回、税収増で間違いないですが、今の川崎にとって問題になるのは、かつての川崎の伸び方に比べると、今回はどのくらい伸びているのかということと、それから地方財政計画ベースでみると、今年は財政調整基金よりも偏在是正です。だから、消費税などいろんなことがあるから、財政調整基金の点で財務省から攻撃されることと少ないと思いますが、偏在是正の方で、東京都よりも財政調整基金に積み立てられているといった状況になると、これは結構問題で、東京都は財政調整基金に積まないということをしています。一方で川崎市が大義名分のもとで多く積んでいたら、優遇する必要はまったくないという話になってしまうので、今回のこの伸びの話について、財政関係者向けに言うと、東京都との格差、23区との格差がどのくらい広がっているのか、ということ进行全面アピールしないといけない。

土浜財政部長

東京との比較、都というよりは23区との比較をすべきと考えていますが、これについては近年はやっていないので、指摘を踏まえて検討していきたい。

秋廣財政課長

人件費の比率の増加についてでございますが、令和7年度は6年度と比較して退職手当の支出がない年度にも関わらず増えました。これは、人事委員会勧告に基づくものと会計年度任用職員の単価上限の増でこれについては今年度も出ているため、かなりの影響がございます。デフレ下で人件費が上がらなかったものが、インフレに局面が変わってきて、

好循環ということではありますが、単年度で見ると非常に厳しいです。

辻委員

金額的には落ちているのではないですか。

秋廣財政課長

落ちてはいないです。高年齢層の昇給のカーブを下げた分ぐらいしか実質的な減額要因はないと思います。初任給も現在は20万円ぐらいになっています。しかも、A I の時代かつ働き手がいないにもかかわらず採用圧力っていうのは大きい。今後、人件費が大幅に減るというのは働き方をまったく変えていかないと、財源は人件費に食われていくと思っています。唯一の救いは、公務員の給料が上がるということは、民間を含め上がっているということなので、市税収入は一定で確保される場所があります。

扶助費についてですが、こちらは初めて比率が30%を超えたという状況でございまして、これは川崎市の施策というよりも国の政策に基づいたもので、低所得層への給付は扶助費となるので、その影響が大きいところです。あとは障害関係と保育関係が伸びています。

土浜財政部長

生活保護扶助費については微減ですが、減ってきています。やはり保育と障害、特に障害が伸びています。

井口財政局長

ありがとうございます。令和7年度決算見込みについては、このあたりとさせていただければと思います。続きまして、議題2「全庁的な使用料・手数料の見直しについて」に移りたいと思います。まず事務局から説明をお願いいたします。

一色財政課担当課長

それでは、資料2をご覧ください。

はじめに、「1 これまでの経過」でございしますが、平成26年7月に、施設やサービスを利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保する観点から、受益者負担と公費負担の割合の考え方などを明らかにした「使用料・手数料の設定基準」を策定しました。

設定基準の考え方に基づき、平成29年4月に全庁的な使用料・手数料の見直しを実施し、その後、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み2度改定を見送ったのち、令和5年4月に、消費税の負担の転嫁と併せて全庁的な使用料・手数料の見直しを実施したところでございます。令和5年4月に改定した使用料・手数料は図表1のとおりでございます。次のページをご覧ください。「2 見直しに向けた取組」でございます。

(1) 見直しのポイントですが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和5年度、令和6年度の平均決算額をベースに算定しております。

(2) 見直しの方法ですが、当該施設の受益者負担割合と標準的受益者負担割合を比較し、大きく乖離があるものについて改定を行う、収入や支出は年度ごとに一定幅の変動が見込まれるため、現在の受益者負担割合が、標準的受益者負担割合と概ね同程度、プラスマイナス2割以内となっているなどの場合には、現行の料金を据え置く、としております。

なお、標準的受益者負担割合につきまして、手数料は100%ですが、公の施設につきましては次のページに記載がございますので3ページをご覧ください。施設の性質により、標準的受益者負担割合を右上の100%から左下の0%まで区分しておりまして、オレンジ色のラインが入っている施設につきまして、見直しの対象としたものでございます。

お手数ですが、2ページにお戻りいただきまして、(3) 見直し後の料金設定ですが、使用料につきましては、設置目的である住民福祉の観点や、料金改定後に利用者数が減少することを防ぐため、前回の見直しと同じ1.1倍を上限とし、手数料につきましては、改定の上限は、設定基準どおり1.5倍を超えない額としております。

上記を踏まえまして、「3 料金改定を予定している使用料・手数料」ですが、別紙2のとおり、使用料が12件、手数料が5件、となっております。

「4 今後のスケジュール」ですが、令和9年4月の改定に向けましては、9月議会に条例の改正議案を提出し、ご審議いただく予定としております。

最後に「5 継続した見直しの取組」ですが、今後も概ね4年に1度の改定を行ってまいります。

「全庁的な使用料・手数料の見直し」についての説明は以上でございますが、参考資料としてお配りいたしました「主な料金改定の内容・スケジュールについて」でございます。

- (1) 使用料・手数料の見直し
- (2) 市バスの乗車料金の改定
- (3) 水道料金・下水道使用料の改定

の3つが、下記に記載のとおり、9月議会に条例議案を提出し、令和9年4月に料金改定を行う予定となっているところでございます。説明は以上でございます。

井口財政局長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

木村委員

1つ目として、公の施設の受益者負担割合、9種類のマトリクス表ですが、これは、他自治体ですと、公共施設の民間譲渡の優先順位を決めるのに使っていて、そういった点で言うと、右上のCⅢというのは、こういうものが本来であれば、民間譲渡できるものはしょうという形やっておりますけども、川崎市では、これを受益者負担割合ということで使っておられて、面白いと思いましたが、こういう設定はわかりやすくはありますが、一方で、施設の具体的な利用率も判断の際に重要ですし、老朽化の更新比率による判断もあります。老朽化が進んでいる一方で、低い収益者負担割合でやっているという、さすがに廃止しようという整理を組み合わせると、1つの説明にはなるのではないかと思います。資料にある指標は、これはこれでわかりやすいのですが、そこに利用率や老朽化の状況を組み合わせて説明を考えていくと理解が進みやすいのではないかと思います次第です。

2つ目ですが、マトリクス表のAⅡ受益者負担割合25%程度としている施設について、結果として長期間にわたり受益者負担割合が低いままになっている施設もあるように見えます。今後は、そういったものであっても必要な引き上げは行う、そういった考え方もあるのではないかと思います。

3つ目ですが、今回の受益者負担割合の算定が令和5年度、6年度の支出を基にしているという説明でしたが、それぞれの減価償却コストは、分母で入っているのかどうかという点を確認させてください。

一色財政課担当課長

初めに利用率、老朽化率については、現状、受益者負担の考え方に含めておりません。

また、資料のマトリクス表においてオレンジ色で塗ってある施設につきましては設定し

た受益者負担割合に満たないので、そこは今回引き上げるという形になっております。

減価償却につきましては、「使用料・手数料の設定基準」において、「原価の算定にあたっては、適切に利用者負担を求める観点から、基本的にイニシャルコストを含めることとしますが、当該公の施設の法的位置付けや性質、受益者負担の範囲などにより。当該公の施設が『市民全体の財産であり、誰もが利用することができ、受益者となり得る』場合には、イニシャルコストを公費負担の対象とし、原価に含めないこととします。」としています。この整理に該当する施設については受益者負担割合の算定からイニシャルコストを外して計算しています。一方で、葬祭場など市外料金がある施設については、イニシャルコストを含める形で料金設定をしているところです。

土浜財政部長

補足ですが、法令的に社会教育施設や文化財関係の施設などの位置付け、公の役割として位置付けられていて、イニシャルコストとして投資、整備が必要と整理されるものについては使用料としてはランニングコストのみいただくという整理にしているところです。

秋廣財政課長

現実的な問題として、現行の使用料を踏まえつつ減価償却費を含めて考えるとマトリクス表上の受益者負担割合が大きく下がってしまう、その説明も難しくなってしまいます。基準を設定した当時の整理としては、箱は用意するので、施設の運営を継続するには使用料としていくら必要、という整理にしました。したがって、減価償却費が入っている施設は一部を除いてほぼございません。本来的には減価償却費を含めて算定すべきとは思っているのですが、他都市との均衡等などそういったことも考慮すると難しい状況です。

木村委員

今すぐ直すというのは難しいとは思いますが、減価償却費が入っている施設と入っていない施設があるというのは分かりづらく感じます。

また、やはりCⅢの施設については使用料の話は置いておいて、民間譲渡できるならした方がいい、現行の使用料もランニングコストしか取れていない、イニシャルコストは取れていない、そのような中で民間でもできるような施設をやり続ける必要は本当にあるのか、そういったモーメントは働きやすい感じがします。そういったことを念頭に置いて、

今後も直営で持ち続けるのかという発想を持っていた方が良いと思います。

黒石委員

以前23区で同様のことをやったときにはフルコストベースでやって全部5%というような状況になって、フルコストの受益者負担割合と国庫補助が入っていれば自治体からしてみるとその部分はタダなので、自分たちの財源をどれだけ回収していくのかという意味でのネットコスト分の受益者負担という2つを作ったりして、どう管理するのかということ逆算してやりつつ、利用者への配慮もしていたら、結局、収拾がつかなくなったということがありました。ロジックとしては面白いと思いますが、民間競合という点は難しいですし、公共性が高い、公共的に必要性があるということが何%なのかということはロジックが難しい話であって、結局、近隣自治体と比べてという話になってしまうと思います。

土浜財政部長

基準を設定した経緯としては、市議会議員から質問を受けて確認したところ、当時、施設ごとに計算していて全庁的な基準がなかったことから、いくつか自治体の前例を参考にさせていただきながら作成しました。マトリクス表の分割や受益者負担割合のパーセンテージの議論もいろいろあったのですが、まずは庁内の施設を管理している部署にコストの考え方を周知することを目的としたのがスタートでした。先ほど、委員もおっしゃったとおり市民の意向を汲みすぎて、使用料を上げないという事例もあったので、上げる際の説明のためにも整理したということがございます。

木村委員

市民への説明としては、今はやはり老朽化の話と結びつけるということだと思います。最近「老朽化問題」というと理解していただけるので。料金と税金どちらか一方ということではなく、両方で対策していかなければならないので、料金を上げさせていただきますということで説明していくということが分かりやすい説明ではないかと思います。

秋廣財政課長

現行は逆の状況でございまして、新しくした施設はLED化なり空調の更新なりでランニングコストが安い、古い施設は効率が悪くてコストが高くて料金も高い、そのようにな

ってしまうのが本市の基準です。木村委員がおっしゃられた更新時の費用というものをどう加味していけるのか、今後、考えてまいりたい。

沼尾委員

物価上昇や人件費上昇が急速に進んでいる状況ですが、例えば、介護保険料であれば今後3年間の見通しに基づいて保険料率が決まりますが、現時点の水準で料金を決めてしまって、その後にコストが上がったというときに、4年先でないと見直せないとする、その部分の伸びに対するリスクは公費で負うということになるかと思います。そういった点をどのように考えるのかということ、この物価高騰局面において、本当に4年に1度でいいのかということは気になりました。

秋廣財政課長

基準の策定当時はまだデフレ社会であったということが1つと、本市の実施計画の策定が4年に1回ということ、また、あまり頻繁に料金改定を行うと、システム改修、利用者への周知、減免制度との調整などの事務負担が大きくなるという課題もございました。ただ、物価高騰に対応していないということについてはおっしゃるとおりだと思います。したがって、先ほどの減価償却費の話も含め、見直し回数や施設更新のことは改めて考えていきたいと思います。今、2年前のコストで施設を建てようと思っても絶対に建ちませんので、そういったところは今後の検討課題とさせていただきます。

沼尾委員

少し確認させていただきたいのですが、この受益者負担割合というのは、利用者数の影響も受けるという理解でよろしいでしょうか。例えば利用者が減れば使用料収入も減りますので、結果として受益者負担割合も低下することになりますよね。

土浜財政部長

そのとおりです。まずコストを算出し、そのうえで実際の使用料収入がどの程度あるかを見て、受益者負担割合を算出しています。したがって利用者数が減れば収入も減少し、受益者負担割合も下がることになります。

沼尾委員

そうすると、単純に料金を上げるという方法だけでなく、利用者を増やすという運営上の努力、戦略もあるということですね。

土浜財政部長

おっしゃるとおりです。施設の所管部署としては、料金を上げたくないのであれば利用促進に取り組んでほしい、そういったことの1つのきっかけにはなろうかと思います。

沼尾委員

わかりました。そういった点も見定めたうえでの仕分けということで、そうなると、それぞれの施設、担当部局の対応によって決まってくる部分もあるということですね。

マトリクス表を見たときに、どうしてこの施設がこのカテゴリーにいるのか、分かりづらいところ、また、先ほど木村委員からもありましたが、今後も全部直営で行くのか、仮に直営で行くとしても経営努力で利用者を増やすという戦略もあるかもしれないですし、料金を上げつつ、政策的に必要なところは減免するなどの組合せもあると思います。そういったところが見えにくい部分もあります。

幅広く市民の税で負担するのか、施設を利用した方に負担していただくのか、公平性、納得感といったところをうまく市民に伝えられるかどうかが重要だと思います。

木村委員

受益者負担割合の分子は単価かける利用者数になるので、利用者数は急に2倍、3倍になるような施設ではない、利用者数はある程度決まっているとすると、据え置きを続けるのはまずい、料金を引き上げるときは引き上げるべきという切り込みも必要だと思いますが、そのあたりは財政局と所管部署との間で議論はされているのでしょうか。

秋廣財政課長

例えば、日本民家園でいうと、今回、受益者負担割合が大きく乖離してしまったので料金を上げざるを得ないのですが、これまでインバウンドにより入場者数は好調な施設でありまして、そうした中で指定管理者も様々な工夫により、利用者数を増やしてきたところで、こういった収入の確保の議論は所管部署としてきたところではあります。

井口財政局長

ありがとうございました。使用料・手数料の見直しについては、概ねこのあたりとさせていただきます。それでは最後に、熊本地震への本市の対応についてご報告させていただきます。

熊本地震につきましては、発災以降、本市として継続的に支援を行っております。まず人的支援でございますが、現在も職員を派遣しておりまして、被災自治体における復旧・復興支援業務に従事しております。派遣職員につきましては、派遣人数・派遣期間について資料に記載のとおりでございます。

また、住居支援といたしまして、市営住宅の受入れを行っております。被災により住宅を失われた方々に対して、一時的な住まいとして市営住宅を活用していただく取組でございます。加えて、寄附金の受付も継続しております。現時点におきまして、700万円超の寄附をお寄せいただいております。お預かりした寄附金は、被災地支援のため活用させていただきます。

井口財政局長

報告は以上でございます。何かご質問等ございますでしょうか。

(質疑なし)

それでは、本日の研究会を終了いたします。ありがとうございました。